

建設工事等における熱中症対策について

従来から建設工事等の実施に当たっては、労働安全衛生関係法令や指針等の遵守をはじめ、安全対策に留意頂いているところですが、暑い日が続いていると集中力の低下などにより、事故が起きる可能性が高くなることが予想されます。

つきましては、以下の点について、周知・徹底をお願いいたします。

- ・工事施工箇所における気温や暑さ指数(WBGT)等の情報を常に確認できるよう備えるとともに、休憩時間の確保を考慮した作業計画の策定、定期的な水分・塩分の摂取徹底、作業開始前の健康状態の確認などの熱中症対策を徹底すること。
- ・労働者が熱中症を発症した場合に、早期に発見して報告するシステムを構築するとともに、熱中症を発症した労働者に対して、早期に対処するための体制を整備すること。
- ・国は令和6年4月から「熱中症特別警戒情報」の運用を開始しており、当該情報が県内で発表された際には現地条件や作業内容等に応じて工事を中止する等、労働災害防止に一層努めること。

熱中症特別警戒情報とは

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に環境省が発表

環境省 熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp>

福井市工事・会計管理部
技術管理課

(0776)20-5172